

新たな「地理空間情報活用推進基本計画」の策定について

- 平成19年5月 議員立法により「地理空間情報活用推進基本法」が成立（同年8月29日施行）
- 基本法第9条の規定に基づき、政府は、「地理空間情報活用推進基本計画」を策定（平成20年4月15日閣議決定）
- 従前の基本計画は平成23年度までとなっており、これまでの成果と社会情勢の変化による課題を踏まえて、今回、新たな基本計画を策定（平成24年3月27日閣議決定、計画期間：平成24～28年度）

地理空間情報活用推進基本法 （平成19年5月30日 法律第63号）

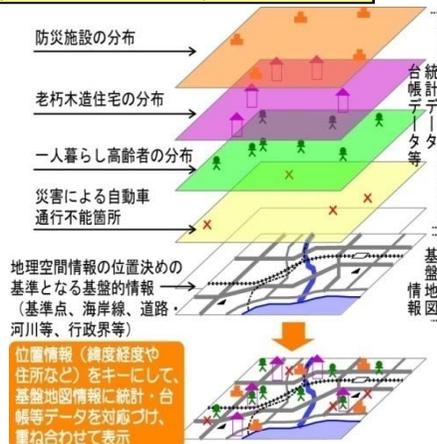
地理空間情報活用推進基本計画

（従前の計画：平成20年4月15日 閣議決定 → 新たな計画：平成24年3月27日 閣議決定）

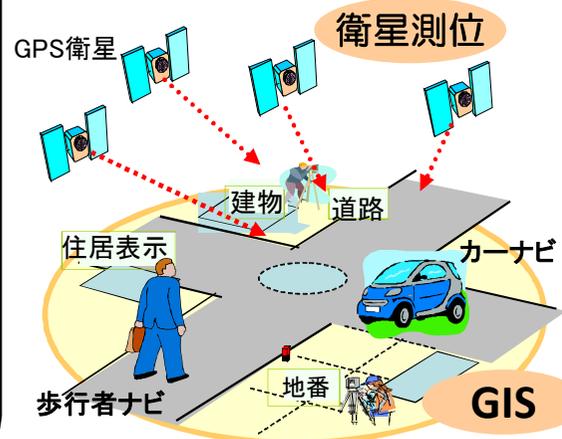
地理情報システム(GIS)

Geographic Information System

デジタル化された地理空間情報を電子地図上で一体的に処理して視覚的な表現や高度な分析を行う情報システム



計画の概要



衛星測位(PNT)

Positioning, Navigation and Timing

人工衛星から発射される信号を用いて位置や時刻情報を取得したり、これらを利用して移動の経路等の情報を取得すること



誰もがいつでもどこでも必要な地理空間情報を使ったり高度な分析に基づく確かな情報を入手し行動できる
「地理空間情報高度活用社会（G空間社会）の実現」